

更生保護のあり方 会議検討事項

野沢 太三

1. 基本方針

司法制度改革の目標である安全・安心の国作りの仕上げとして更生保護のあり方・理念を再確認する。

2. 保護観察制度の充実強化

保護観察官の定員見直し（600人 50,000人 70,000人）

24時間体制の導入（上記と併せ検討）

仮出獄者と保護観察付執行猶予者の処遇を見直す。

所在不明者防止のため、携帯電話の活用。

ハイリスク対象者に対する指導監督のあり方。

3. 仮釈放審理のあり方

本人の悔悟の確認。

親族・身元引受人の保証。

被害者との関係重視 以上更なる工夫

立入調査、居住指導等新たな権限を付与する。

満期釈放者の社会内処遇の導入。

受刑者外部通勤制度の検討。

4. 関係機関との連携、情報共有のあり方

地方自治体、警察、民間団体との連携を強化する。

事件記録の閲読、活用のあり方を工夫する。

5. 更生保護制度の担い手のあり方

1) 保護観察官のあり方

保護観察官の指導力の向上

2) 保護司制度のあり方

保護観察官との連携強化

新任保護司の採用

公募、市町村推薦

青年・婦人団体の推薦

実費弁償金の適正化

報酬制度の導入検討

3) 就労支援の充実

ハローワークとの連携

協力雇用主の発掘と支援強化

4) 更生保護施設の充実強化

現有更生保護施設の改良整備

更生保護センターの創設と機能充実

P F I の活用等を検討する。

6 . 被害者の視点の導入

被害者の立場に配慮し、保護観察に当たる仕組

修復的司法の導入を図る。

7 . 1 2 月段階の中間報告を公表し、P.I を行う。

その反応を見て更に検討し、本報告書とする。